

◎水源地域保全条例に関する各道県の内容比較表

資料5

区分／都道府県名		①北海道	②埼玉県	③群馬県	④茨城県	⑤山梨県	⑥長野県	⑦福井県	⑧岐阜県	⑨石川県	⑩山形県	⑪富山県	⑫新潟県	⑬宮崎県	⑭徳島県	⑮秋田県
条例名		北海道水資源の保全に関する条例	埼玉県水源地域保全条例	群馬県水源地域保全条例	茨城県水源地域保全条例	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例	長野県豊かな水資源の保全に関する条例	福井県水源涵養地域保全条例	岐阜県水源地域保全条例	石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例	水資源を保全するための条例	富山県水源地域保全条例	新潟県水源地域の保全に関する条例	宮崎県水源地域保全条例	徳島県豊かな森林を守る条例	秋田県水源森林地域の保全に関する条例
水源地域の指定の考え方	水源涵養機能の維持及び増進のため適正な土地利用の確保が必要な地域		○	○	○	○										
	水源かん養保安林等							○				○				○
	ダム上流の森林							○								○
	水源かん養機能維持増進森林(市町ゾーニング)											○	○	○		○
	公共用に使用される生活用水源上流の森林	○					○	○	○		○	○				○
	公共の用に供する地下水源周辺の森林	○					○		○		○	○				○
	その他必要と認められる地域							○				○	○			○
森林法第5条による森林									○							
区域設定の方法	市、郡の町村単位			○						—						
	市町の大字単位		○		○	○				—		○		○		
	市町の字単位							○		—						
	市町の地番単位	○					○	○		—	○					
	林班単位								○	—	○		○			○
無届等に対する対応	勧告・公表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	命令														○	
	罰則の有無(過料、罰金)							○	○	○	○	○	○		○	
届出期限	30日前		○	○	○	○		○	○	○			○		○(第2種)	○
	6週間前											○		○		
	2ヶ月前										○					
	3ヶ月前	○					○								○(第2種以外)	
①森林面積(民・国計：ha)		5,542,533	121,261	424,171	187,508	347,689	1,069,673	312,313	861,636	286,412	688,593	283,982	856,935	589,878	313,863	839,536
②地域森林計画対象森林(5条森林：ha)		2,481,432	107,793	228,687	141,901	342,671	682,002	273,126	681,173	251,678	314,941	178,482	565,486	411,959	295,210	447,384
指定面積(ha)		113,349 (森林以外含む)	115,484				64	118,000	51,953	②全部		151,000	548,000		1種20 3種270,000 (内2種160,000)	130,000
指定の割合			①の95%	①の99.7%	②のほぼ100%	①の93%		②の43%	②の7.6%	②の100%	②の1%	②の84%	②の97%	②の94%	①の85%	②の約30%
届出件数		16件	46件	556件	436件	123件	0件	12件	27件	133件	3件	170件				
(期間)		H24.10.1～ H26.3.31	H24.10.1～ H26.6.30	H24.10.1～ H26.7.31	H25.1.1～ H26.3.31	H25.4.1～ H26.7.31	H25.4.1～	H25.10.1～ H26.8.31	H25.11.1～ H26.8.31	H25.10.1～ H26.6.30	H25.10.1～ H26.8.31	H25.10.1～ H26.8.31				